行

次

目

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

訓 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令 示

○地籍調査事業計画の策定

○平成十九年宮城県告示第三百十八号 (漁業災害補償法に基づく

漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正

○都市計画変更案の縦覧 (三件

○土地改良事業の工事の完了の届出

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する

規

則

平成二十五年一月八日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

○宮城県規則第一号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

リとし、同号へ中「第十四条」を「第十四条第一項及び第二項」に改め、「取消し」の下に「及び通 第十八条第一項第四十七号イ中「第六条」を「第五条第一項から第三項まで」に改め、同号中トを

(1)

譲受人の決定等」に改め、同号中ホをトとし、二をへとし、八をホとし、同号ロ中「第八条及び第九

を加え、同号中へをチとし、同号ホ中「認定計画実施者に対する変更の認定の申請」を「住宅の

城

宮

(総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

課 ページ

事 同号中口を二とし、イの次に次のように加える。 一号を加える。 四十九(都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)の施行に関する次の 第十八条第一項中第五十号を第五十一号とし、第四十九号を第五十号とし、第四十八号の次に次の こと。 を「第八条第一項及び第九条第一項」に、「変更」を「長期優良住宅建築等計画の変更」に改め、 ハ 第七条 (第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認定の通知 第六条第三項 (第八条第二項において準用する場合を含む。) の規定による建築主事への通

イ 第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定 第五十四条第三項(第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による建築主

事への通知

入

入

事

課

第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定

第五十六条の規定による報告の徴収

朩 第五十九条の規定による助言及び指導

則

この規則は、 公布の日から施行する。

令

訓 甲

○宮城県訓令甲第一号

(大河原地方振興事務所)

四

(農林水産経営支援課)

=

(都市計画課)

地域復興支援課)

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める

平成二十五年一月八日

事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮城県知事

村

井

嘉

浩

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一土木部長の建築宅地課に係る専決事項の項に次の一号を加える

都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成二十四年法律第八十四号) の施行に関する次のこ

低炭素建築物の新築等の実施に関する改善命令 (第五十七条)

ځ

1

低炭素建築物新築等計画の認定の取消し (第五十八条)

別表第一土木部長の住宅課に係る専決事項の項第九号イ中「認定計画実施者に対する」を削り、「第

十三条第一項」を「第十三条」に改め、同号ロ中「認定計画実施者が第十三条の規定による命令に違 反したとき」を「第十四条第一項第一号に掲げる場合」に改める

別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項第四十五号を次のように改める

四十五 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関する次のこと。 長期優良住宅建築等計画の認定(第五条)

- 建築主事への通知 (第六条、第八条)
- 認定の通知(第七条、第八条
- 長期優良住宅建築等計画の変更の認定 (第八条、第九条)

=

- 朩 地位の承継の承認(第十条)
- 報告の徴収(第十二条
- 住宅の譲受人の決定等に関する改善命令(第十三条)
- 計画の認定の取消し及び通知 (第十四条第一項第二号に掲げる場合に限る。) (第十四条)
- 助言及び指導 (第十五条)

第四十八号とし、第四十六号の次に次の一号を加える 別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項中第四十八号を第四十九号とし、第四十七号を

四十七 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に関する次のこと。 低炭素建築物新築等計画の認定(第五十三条)

建築主事への通知(第五十四条、第五十五条)

低炭素建築物新築等計画の変更の認定(第五十五条)

報告の徴収 (第五十六条)

助言及び指導(第五十九条)

附 則

この訓令は、 平成二十五年一月八日から施行する。

告

示

○宮城県告示第一号

国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号) 第六条の三第二項の規定により、平成二十四年度地籍

調査事業計画を次のとおり定めた。

平成二十五年一月八日

調査を行う者の名称及び調査区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

大崎市	白石市	名称
古川清滝字向山等四単位区域	福岡蔵本字愛宕山等二十七単位区域	調査区域

調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十五年三月三十一日まで

○宮城県告示第二号

部を次のように改正し、平成二十五年一月八日から施行する。 平成十九年宮城県告示第三百十八号 (漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)の

平成二十五年一月八日

法第百二十五条の二に掲げる漁業 (わかめ養殖業) の表中

宮城県知事

村

井

嘉

浩

	7		
牡鹿第1加入区	宮城県第103加入区		
牡鹿漁業協同組合の地区のうち新山浜の区域	宮城県漁業協同組合の矢本支所の地区		
を			

牡鹿第1加入区	宮城県第104加入区	宮城県第103加入区
牡鹿漁業協同組合の地区のうち新山浜の区域	宮城県漁業協同組合の石巻市東部支所の地区	宮城県漁業協同組合の矢本支所の地区
_	に	

○宮城県告示第三号

用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。 規定により、白石都市計画、 ことができる。 市計画、川崎都市計画及び丸森都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出する 角田都市計画、 蔵王都市計画、 大河原都市計画、 村田都市計画、柴田都

2

平成二十五年一月八日

都市計画を変更しようとする土地の区域

Ξ

(-)追加しようとする土地の区域

遠田郡美里町牛飼字清水江、同字斉ノ台、 同字義見塚及び南小牛田字山の神の各一部

廃止しようとする土地の区域

縦覧場所

遠田郡美里町素山町の一部

四

五 縦覧期間

宮城県庁 (土木部都市計画課)、美里町役場 (建設課)

平成二十五年一月八日から平成二十五年一月二十二日まで

○宮城県告示第五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の

十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

ことができる。

平成二十五年一月八日

都市計画の種類及び名称

種類 栗原都市計画道路

名称 三・四・二号源光町田線

2

三・四・七号石越駅四ッ谷線

三・五・一七号金成若柳線

名 称 三・六・二〇九号素山化粧坂線

廃止しようとする土地の区域

遠田郡美里町牛飼字新町、同字清水江、同字斉ノ台、 同字義見塚、 南小牛田字山の神、同字

町浦、同字中壿、桜木町、素山町及び青生字下山沢の各一部

六

意見書には、氏名及び住所 (法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地) を記載すること。

規定により、栗原都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出する

宮城県知事 村 井

嘉

浩

都市計画を変更しようとする土地の区域

1

追加しようとする土地の区域

栗原市 築館伊豆三丁目、築館字伊豆野原及び築館字源光の各一部

廃止しようとする土地の区域

2

栗原市(志波姫堀口源光、築館源光、同字源光、築館字内沢、若柳字川北新町、同字川北堤下、

同字川北埣柳の各一部

同字福岡四ッ谷、同字川北並柳、同字川北東、同字川北中文字、同字川北新中谷地及び

登米市 石越町南郷字西門沖及び同字館前の各一部

縦覧場所 宮城県庁(土木部都市計画課)、栗原市役所(都市計画課)、登米市役所(住宅都市整備課)

平成二十五年一月八日から平成二十五年一月二十二日まで

注意事項 意見書には、氏名及び住所 (法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地) を記載すること。

五

○宮城県告示第六号

四

縦覧期間

Ξ

地改良事業の施行に伴う工事を完了した旨の届出があった。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土

平成二十五年一月八日

宮城県大河原地方振興事務所

所 長 谷 関 邦 康

蔵王町土地改良区 届出者の名称 平沢 交付金農山漁村活性化プロジェクト支援 事 業 の 名 称 平成二十四年四月二十七 工事完了年月日